

令和2年度第1回堺市環境審議会『「堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（仮称）」における規制内容について（答申案）』に対するご意見及び市の見解等

委員名	該当頁	いただいたご意見	市の見解等
藤本委員	—	外部有識者が指摘されるように、想定外の規模の災害時などには対応しきれない基準であるのならば、そうした際に随時、基準の見直しができるよう措置していただきたい。	構造基準等については、災害時の対応に係る技術の進展があった際など、必要に応じて、随時見直しを行います。
藤本委員	P3	国や地方公共団体が実施する行為においても、放射性汚染土など市民が危険性を懸念するものについては、何らかのチェックができる体制が必要ではないか。	国や地方公共団体が実施する行為については、通常行われる行政間の協議によりチェックを行い、事業者と同様に、適切な埋立て等が行われるよう必要な対応を求めています。 なお、放射性汚染土については、審議会での審議を踏まえ、答申案には盛り込んでおりませんが、条例に基づき土砂埋立て等の規制指導を進めるにあたっては、市民の安全・安心の確保を念頭に、適正な運用を図ります。
中辻委員	P4	土地所有者の同意は必ず必要とのとらえ方でよいか。	前回の審議会でのご意見を踏まえ、許可や届出の対象となる行為のみではなく、全ての埋立て等の行為に対し、土地の所有者の同意が必要とする形で答申案を作成しております。
北委員	P4	説明会の開催が絶対条件であることを明記するため、「周辺住民の理解を得よう努める」の前に、「説明会を開催し」の文言を付け加えるべきではないか。	「周辺住民の理解を得よう努める」の前に、「説明会を開催し」の文言を付け加えた場合、「周辺住民に周知を行い」の前の「説明会の開催等により」の文言と重複することから、原文のままとさせていただきます。 なお、周辺住民への周知手法としては、原則として、説明会の開催が適切と考えておりますが、事業者の責めに帰することのできない事由により説明会の開催ができない場合も想定されることから、「説明会の開催により」ではなく、「説明会の開催等により」としております。